

平成30年度 第2回 学長選考会議 議事要旨

日 時 平成30年10月22日（月） 13：30～14：30

出席者 （学外）中尾委員、井田委員、大平委員、潮谷委員、陣内委員、
（学内）板橋委員、小坂委員、中村委員、原委員、渡委員、山下委員

欠席者 （学外）戸上委員、山口委員
（学内）有馬委員

議事に先立ち、議長から、本会議は規定の出席を満たしているので成立する旨、第1回学長選考会議は書面会議として開催し、従前より課題となっている事案についていただいた意見を元に、今後の方向性を確定させる旨、平成29年度第1回学長選考会議議事要旨は事前に確認いただいたが、特に意見はなかったため、ホームページに掲載する旨発言があった。

【審議事項】

1 佐賀大学の学長選考における課題について

① 学長の任期について

事務局から、書面会議の結果、過半数の委員は学長の任期はこのままでよいとしているが、他の意見も紹介し、引き続き現在のものをベースに審議いただきたい旨、説明があり、審議の結果、任期は現行のまま、1期4年、再任2年とし、引き続き6年を超えて在任はできないこととなった。

なお、任期については、継続の課題とせず、今後、発議があった場合に審議することとなった。

② 学長選考会議の委員が学長候補者推薦者になることについて

事務局から、本件は、学長選考会議が広く学内外の候補者から主体的な選考をすべきという本質に関わる旨、委員が推薦すること自体認められていることを踏まえ、学長選考会議の委員が学長候補者推薦者になった場合、選考の採決から降り投票権がないことを申し合わせていることについて、書面会議の結果、「推薦者になっても投票権はある」が過半数を超えている旨、説明があり、審議の結果、前回の申し合わせ（了解事項）を改正し、推薦者になっても投票権はあるとすることとなった。

③ 学長選考会議の委員が学長候補者に推薦された場合について

事務局から、書面会議の結果、過半数の委員は現行のままでよいとしており、他の意見も現行を否定するものではないため、「申し合わせ」のままとするか、規定とするかを議決する旨説明があり、審議の結果、学長選考会議の委員が学長候補者となる意思を有した場合は、以後、学長選考会議への出席を自粛するものとする現行の「申し合わせ」（了解事項）のままとする事となった。

2 意向調査の実施の有無について

事務局から、書面会議の結果、意向調査を実施するが過半数以上であったが、今一度、意向調査の意義について確認しておきたい旨、意向調査方法の合理化については多数の賛同を得た旨説明があり、審議の結果、意向調査は実施することとなった。実施にあたり、簡素化を進める、意向調査と学長選考会議の位置づけを学内に徹底する等の意見があった。

3 国立大学法人佐賀大学学長選考会議規則の改正について

事務局から、本件について、現在、学長選考会議委員は、学長・理事を除く規定としているが、国立大学法人法では認められており、現行規定のようにあえて除く必要があるか、また、学長の命を受けた公務をつかさどる副学長を置く場合、学長選考会議委員の選出について、規則の改正の必要性について意見を問うもので、書面会議の結果、過半数の意見は、このままでよいというものであった旨説明があり、審議の結果、この件に関しては改正しないこととなった。

なお、統括的な副学長については、現に本学に存在せず、法人法の解釈に基づいた整理が学内で行われていないため、ここでの審議は保留となった。

4 国立大学法人佐賀大学長に求める資質・能力、重点的取組について

事務局から、本件について、現在の「求められる資質・能力」「重点的取組」平成27年3月9日学長選考会議決定をベースに素案として検討することについて意見を問うもので、書面会議の結果、全員一致で素案を検討するものであった旨説明があり、審議の結果、次回、求められる学長像について事務局から提示し、最終的な承認を行うこととなった。

その他

事務局から、今後の日程について説明があった。